

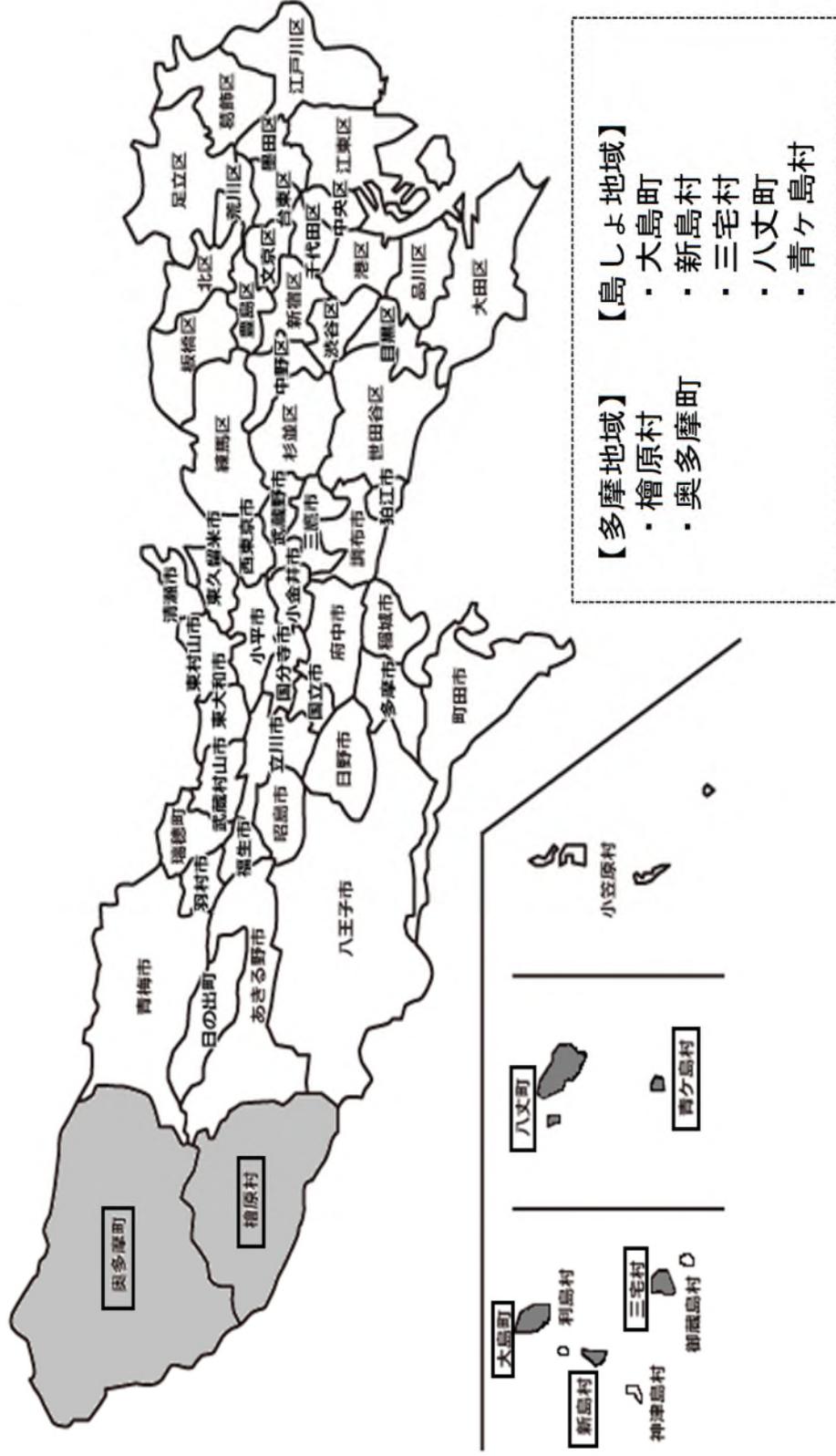
# 東京都過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年12月



# 東京都における過疎地域指定町村



## 目 次

1	基本的な事項	1
2	産業の振興	4
3	交通・通信体系の整備及び情報化の推進	9
4	生活環境の整備	12
5	高齢者・児童等の福祉の向上及び増進	13
6	保健・医療の確保	13
7	教育の振興	16
8	地域文化の振興	16
9	再生可能エネルギーの利用推進	17
10	過疎地域に対する行財政上の援助	18

# 1 基本的な事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第9条の規定に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、東京都過疎地域持続的発展計画を策定する。

なお、本計画は、過疎地域に指定された檜原村及び奥多摩町（以下「多摩地域」という。）並びに大島町、新島村、三宅村、八丈町及び青ヶ島村（以下「島しょ地域」という。）の7町村（以下「過疎地域」という。）を対象とする。

## (1) 本計画の目的

大都市圏に隣接する地域特性を生かし、産業の振興を図ること等により地域の経済力を強化し、若者が定住し活力ある地域社会を形成するとともに、高齢者や子供達が安心して生活できる環境を形成するための計画である。

## (2) 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年とする。

## (3) 持続的発展の基本方針

産業の振興、交通通信体系の整備及び情報化の推進、生活環境の整備、高齢者・児童等の福祉の向上及び増進、保健・医療の確保、教育・地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用推進等の各項目について、着実に持続的発展計画を推進していく。

### ① 産業の振興

大都市圏に隣接するメリットを最大限に生かしつつ、過疎地域の持つ自然的、社会的条件を生かした、農林水産業、地場産業及び観光関連産業の振興を図る。

### ② 交通・通信体系の整備及び情報化の推進

東京の本土と島しょ地域及び島しょ地域相互の交通・通信の有機的連携を図るため、公共交通、道路、港湾、空港、通信インフラ等の基幹的施設を整備する。

### ③ 生活環境の整備

住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、水道、下水処理施設、廃棄物処理施設、浄化槽等の整備を促進する。

### ④ 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進

地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる社会を構築するための施策に取り組むとともに、各町村が地域の特性と実情に応じた主体的な施策を展開できるよう支援していく。

また、安心して子供を産み育てることができる環境や障害者の地域生活基盤を町村が地域の実情に合わせて整備できるよう支援していく。

⑤ 保健・医療の確保

地域の実情を踏まえて各町村を支援するとともに、各種専門のサービスを引き続き実施していく。

また、島しょ地域における健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康診査等の補助事業を、引き続き実施していく。

地域住民が適切な医療サービスを受けられる環境を整備するため、医師等の確保について支援するとともに、診療支援の充実強化を図る。

⑥ 教育・地域文化の振興

社会教育においては、施設の効率的運用、地域住民の要望、町村の財政力を考慮し、広域的施設の相互利用等により、生涯学習の基盤整備及び地域の特性に応じた教育文化の振興を進める。

⑦ 集落の整備

人口減少社会の到来や高齢化等の現状を見据え、医療機関、福祉施設、役所等の様々な機能の集積を高めるとともに、公共施設等を活用したコミュニティスペースの創出等、あらゆる世代が集い、交流し、助け合う場の創出を図っていく。

⑧ 再生可能エネルギーの利用推進

再生可能エネルギーの積極的活用や、山間・離島の特性を生かした自立・分散型エネルギーシステムの導入等による「エネルギーの地産地消」を推進することで、地球環境負荷の低減や、災害時の電力確保及び観光資源としての有効活用等を図っていく。

⑨ 移住・定住及び地域間交流の促進

交流事業については、スポーツ交流など各種事業を各町村において実施しており、今後も都として支援していく。

ハード面では、都道の改良事業の進捗により、地域間や空港・港湾施設等との連絡道路の整備を促進し、地域間の交流促進を図る。

また、地域の魅力について情報発信を強化するとともに、移住・定住の促進に取り組む町村を支援する。

⑩ 人材の確保・育成

過疎地域の振興を進めていく上で、その基盤を担う人材の確保・育成が不可欠である。そのため、就業の機会を創出し、各種イベント・HP・SNS等の活用により、島外からの人材を幅広く募集し、各産業を担う人材を確保するとともに、公益財団法人東京都島しょ振興公社、商工会、社会福祉協議会等の活用や自主研究グループへの支援等により創造的な研究開発の強化、技術力の向上、意識の啓発等に努め、地域の産業をリードする人材の育成を図る。

また、大学の研究グループ等との連携や、地域おこし協力隊制度の活用により、地域づくりに寄与する人材を確保するとともに、地域においてのリーダーを育成する仕組みを構築していく。

#### (4) 基本目標

過疎地域の人口が定常的に社会増となる状態（転入者数が転出者数を上回る状態をいう。）を実現する。

#### (5) 計画の達成状況の評価

都と過疎地域において、毎年度、計画の達成状況を共有するものとする。

## 2 産業の振興

### (1) 農業の振興

地域の特色を生かした農業の振興を基本に、地形・気候等の自然条件を考慮した高付加価値で収益性の高い作物の選定・導入を進め、特産地化を図る。このため、耕地の有効利用や担い手の確保・育成とともに、農道やかんがい施設等の土地基盤整備、パイプハウスやネットハウス等の生産施設整備、集出荷施設や加工施設等の流通施設整備のほか、鳥獣害対策の推進などにより、農家の経営を支援する。

畜産業については、飼養管理や衛生対策等の技術支援により、経営の安定化を図る。

### (2) 林業の振興

多摩地域においては、林道等の基盤整備と、先進技術の導入により林業の生産性と収益性の向上を進めるとともに、林業労働力の確保・育成により、スギ・ヒノキの伐採・搬出と花粉の少ないスギ等への植え替えを進める。そして、都有施設やPR効果の高い民間施設等において、東京の木 多摩産材の利用を促進することで認知度を高め、多摩産材の利用拡大を図る。このように、伐採・利用・植栽・保育という持続可能な森林循環を確立し、林業の経営強化を図る。

島しょ地域においては、住民の生活に欠かせない林道について適切な整備や維持管理を行う。また、防風、防潮等に重要な役割を果たしている保安林を適切に保全するとともに、椿、木炭等の特用林産物生産の振興や、林道等の周辺において眺望を確保するための伐採など、地域特性に合った森林整備を図る。

### (3) 水産業の振興

水産資源の持続可能な利用を図るため、資源管理型漁業及びつくり育てる漁業を推進する。このため、適切な資源管理と生息環境の保全を図り、増殖場造成、魚礁設置など漁業資源の維持・増大を行うほか、魚介類の種苗放流・養殖、漁法の改善などに努める。

多摩地域においては、マス類の養殖の安定生産とその活用など高付加価値型の水産業を推進する。また、自然環境の保全・回復を図りながら、観光・レクリエーション施設の整備を進めるなど、他産業とも連携した地域振興を進める。

島しょ地域においては、漁家経営の安定のため、専門家による漁家の経営指導を行うとともに、水産物の流通・加工システムの改善、漁港整備、漁船操業の効率化などを進める。

また、観光・レクリエーションなど、他産業とも連携した地域振興を進めるとともに、漁業就業に係るトータルサポート体制整備により、担い手の確保・育成の強化に努める。

### (4) 地場産業の振興

地域資源を活用した特産物の生産・加工施設の整備を促進する。

特産物・未利用資源の活用について、商工会及び商工会議所が実施する地域活性化支援事業に対し補助するとともに、これに係る技術開発について、試験研究機関等による技術指導を実施する。

また、運転・設備資金の調達を支援するため融資制度を運営する。

## (5) 企業の誘致対策

自然と調和し、自然を生かした地域産業の振興を進め、多様な就業の機会の創出を支援するため、地域環境・資源等を生かす企業等の立地誘導を図っていく。

## (6) 起業の促進

創業のための事業計画の作成、必要な資金調達等について、商工会及び商工会議所による経営相談（巡回、窓口相談）等により支援し、地域における起業を積極的に促進する。

また、商工会及び商工会議所が実施する地域活性化支援事業により、地域ブランド開発等を促進し、これを起業へと積極的に結びつけていく。

## (7) 商業の振興

経営基盤の弱い小規模企業の経営の安定を図るため、商工会及び商工会議所が経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業等に対して補助を行い、地域の実情に合ったきめ細かい相談・指導を実施する。

また、商店街での開業やのれん分けを希望する者に対し、開業に必要な経費の一部を補助する。

## (8) 観光の振興

多摩地域においては、観光施設整備等補助事業により、立地条件や豊かな自然、歴史や文化などに恵まれた観光資源の活用を図る。

島しょ地域においては、島独自の特色を生かした観光資源の開発を促進するため、観光施設整備等補助事業等により、施設整備や情報提供の充実を図る。

また、島しょ地域の魅力再発見とブランド化等に向けた取組を推進する。

## (9) テレワークの定着と促進

テレワークによる在宅勤務やワーケーションなど時間や場所等にとらわれない柔軟な働き方の実現に取り組む。

事業名	事業内容
農業の振興	<p>1 山村・離島振興施設整備事業 山村及び島しょ地域における農業振興施設の整備支援</p> <p>2 土地改良事業</p> <p>泉津（大島町） 農道 調査設計</p> <p>泉津（大島町） 農道 0.22km</p> <p>沢立貯水池（大島町） 農業用ため池耐震診断評価</p> <p>滝川貯水池（大島町） 農業用ため池耐震診断評価</p> <p>大滝（大島町） パイプライン更新3.9km等</p> <p>若郷・本村（新島村） 機能保全計画（パイプライン）</p> <p>若郷・本村（新島村） パイプライン更新4km等</p> <p>笠地貯水池（三宅村） 農業用ため池耐震診断評価</p> <p>西原貯水池（三宅村） 農業用ため池耐震診断評価</p> <p>東山（三宅村） 農道 0.47km</p> <p>上道（三宅村） 農道 0.04km</p> <p>八重間（三宅村） 農業用貯水槽改修1基</p> <p>八重間（三宅村） パイプライン更新10.3km等</p> <p>銚子の口（八丈町） 農業用ため池改修工事2地区</p> <p>新堤（八丈町） 農業用ため池耐震診断評価</p> <p>いぶりや（八丈町） 農業用ため池耐震診断評価</p> <p>登立（八丈町） 農道 0.49km</p> <p>中之郷安川（八丈町） 農道 0.87km</p> <p>西見・南原（八丈町） 農道 1.02km</p> <p>登立排水路（八丈町） 用排水路 0.13km</p> <p>清戸原（八丈町） 農道 0.03km</p> <p>末吉排水路（八丈町） 排水路 調査設計</p> <p>末吉排水路（八丈町） 排水路 0.46km</p> <p>河尻（八丈町） 農道 0.46km、排水路 0.2km</p> <p>大賀郷（八丈町） パイプライン更新9km等</p> <p>中之郷（八丈町） パイプライン更新23km等</p> <p>向沢（青ヶ島村） 農業用貯水槽整備1基</p> <p>恋ヶ奥（青ヶ島村） 農道 0.20km</p>
林業の振興	<p>1 林道の開設改良事業</p> <p>2 森林循環促進事業</p>

事業名	事業内容
水産業の振興	1 漁港
	・泉津漁港（大島町） 護岸 1式
	防波堤改良 1式
	用地 1式
	・若郷漁港（新島村） 防波堤改良 1式
	道路 1式
	・羽伏漁港（新島村） 岸壁 1式
	・野伏漁港（新島村） 護岸（改良） 1式
	突堤 1式
	・阿古漁港（三宅村） 岸壁改良 1式
	道路 1式
	航路浚渫 <sup>しほんせつ</sup> 1式
	突堤 1式
	護岸（改良） 1式
	・坪田漁港（三宅村） 防波堤改良 1式
	・伊ヶ谷漁港（三宅村） 岸壁 1式
	防波堤 1式
	駐車場 1式
	・神湊漁港（八丈町） 防波堤 1式
	防波堤改良 1式
	岸壁改良 1式
	泊地浚渫 <sup>しほんせつ</sup> 1式
	・八重根漁港（八丈町） 防波堤 1式
	防波堤改良 1式
	岸壁 1式
	2 水産経営構造改善事業
	3 内水面漁業環境活用施設整備事業

事業名	事業内容
地場産業の振興	1 商工会等への補助 地域活性化支援事業 2 新製品・新技術開発助成 3 工場巡回技術指導 4 制度融資 等
起業の促進	1 経営改善普及事業（巡回・窓口相談） 商工会議所（1団体）、商工会（5団体） 2 商工会等への補助 地域活性化支援事業
商業の振興	1 経営改善普及事業（巡回・窓口相談） 商工会議所（1団体）、商工会（5団体） 2 商工会等への補助 地域活性化支援事業 3 商店街起業・承継支援事業、若手・女性リーダー応援プログラム
観光の振興	1 多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業 2 三宅村観光施設整備事業

### 3 交通・通信体系の整備及び情報化の推進

#### (1) 都道等の整備

多摩地域においては、住民の日常生活を支え、産業の育成、観光開発等に資するなど、持続的発展を図るために不可欠な基盤施設として、道路の線形改良、拡幅整備、代替路等の車両が相互に通行できる2車線道路を整備する。

島しょ地域においては、基幹的な基盤施設である港湾、空港、ヘリポートと集落との連携を強化するため、道路の線形改良、拡幅整備等により、住民生活の向上、産業振興及び観光開発に不可欠な基盤施設として、車両が相互に通行できる道路を整備する。

急峻な地形などにより、拡幅整備が困難な箇所については、待避所の設置、法面防護等の局所的な改良により、安全性の向上と交通の円滑化を図る。集落内の通学路や観光客等歩行者の多い区間については、必要に応じ歩道設置を行い、歩行者の安全性向上を図る。

また、地震や風水害時の電柱倒壊を防ぎ、災害時の円滑な対応につなげるため、都道はもとより、町村道における無電柱化を推進する。

農林業の基盤施設となる農道及び林道については、今後とも、新規開設、既設道の改良・舗装などを積極的に進めていく。島しょ地域の漁港関連道については、漁獲物の流通の合理化などを目的とした道路の整備を進める。路線の選定や工法など工事計画の作成や施工に当たっては、地域環境と自然保護に十分配慮していく。

事業名	事業内容
都道	1 新設 なし
	2 改良 9路線14,020m
	・上野原あきる野線 幅員 9.75m 延長 1,990m 檜原村
	・奥多摩青梅線 幅員 10.00m 延長 1,900m 奥多摩町
	・日原鍾乳洞線 幅員 7.00m 延長 400m 奥多摩町
	・上成木川井線 幅員 8.95m 延長 300m 奥多摩町
	・大島循環線 幅員 9.25m～9.50m 延長 2,820m 大島町
	・三宅循環線 幅員 8.00m～12.00m 延長 3,340m 三宅村
	・八丈循環線 幅員 9.5m～12.00m 延長 1,470m 八丈町
	・神湊八重根港線 幅員 13.00m 延長 1,610m 八丈町
	・青ヶ島循環線 幅員 5.00m 延長 190m 青ヶ島村

事業名	事業内容			
林道	1 新設	8 路線		30,174m
	・板東沢丹田線	幅員 4.0m	延長 7,153m	檜原村
	・樋里藤原線	幅員 4.0m	延長 4,150m	檜原村
	・笹野向線	幅員 4.0m	延長 2,556m	檜原村
	・立山線	幅員 3.7m	延長 3,000m	檜原村
	・御前山線	幅員 4.0m	延長 3,300m	檜原村
	・越沢線	幅員 4.0m	延長 4,600m	奥多摩町
	・西川線	幅員 4.0m	延長 1,135m	奥多摩町
	・岩茸石山線	幅員 4.0m	延長 4,280m	奥多摩町
	2 改良	14 路線		9,480m
	・入間白岩線	幅員 4.0m	延長 2,300m	檜原村
	・笹野向線	幅員 4.0m	延長 300m	檜原村
	・浅間線	幅員 4.0m	延長 1,150m	檜原村
	・月夜見線	幅員 4.0m	延長 200m	檜原村
	・湯久保線	幅員 3.0m	延長 200m	檜原村
	・鋸山線	幅員 3.6m	延長 700m	奥多摩町
	・奥沢線	幅員 4.0m	延長 600m	奥多摩町
	・安寺沢線	幅員 4.0m	延長 600m	奥多摩町
	・間伏線	幅員 4.0m	延長 700m	大島町
	・泉津線	幅員 3.0m	延長 700m	大島町
	・こん沢線	幅員 4.0m	延長 520m	八丈町
	・三原線	幅員 4.0m	延長 740m	八丈町
	・富士環状線	幅員 4.0m	延長 370m	八丈町
・三郷田線	幅員 4.0m	延長 400m	八丈町	
3 高規格化	3 路線		1,863m	
・不老線	幅員 2.8m	延長 1,250m	奥多摩町	
・鋸山線	幅員 3.6m	延長 600m	檜原村	
・浅間線	幅員 4.0m	延長 13m	檜原村	

## (2) 交通確保対策

多摩地域においては、急峻な地形から幅員狭小で通行の障害となっている箇所があり、定期バスの時間短縮と走行性及び安全性の向上を図るため、検討及び改良を進める。

また、地域の特性・実情に最適な交通手段を確保・維持するため、国の地方バス補助制度に沿って、協議会で生活交通路線として承認された路線を支援する。

島しょ地域においては、輸送力の増強、船舶の安全な航行、けい留施設の有効利用を図るため、各島の地域特性を勘案しながら、岸壁の延長、防波堤の建設、ふ頭用地の整備を進め、船舶が安全に接岸できるよう港湾施設の整備を積極的に促進する。

また、航空輸送の果たす役割が高いことから、航空事業者等へ補助を行い、路線の維持を図るとともに、ヘリコプターの安定的な就航を支援する。

事業名	事業内容
交通確保対策	港湾
	・元町港 (大島町) 防波堤 (西) 370m
	・岡田港 (大島町) 護岸 (防波) (改良) 445m 駐車場 1.2ha
	・波浮港 (大島町) 防波堤 (東) 370m 物揚場 (-3.0m) (改良) 140m
	・新島港 (新島村) 防波堤 (北) 300m 護岸 (防波) II 238m
	・三池港 (三宅村) 防波堤 300m 岸壁取付部 (改良) 1式
	・神湊港 (八丈町) 護岸 (防波) II 171m
	・青ヶ島港 (青ヶ島村) 岸壁 (-6.0m) 80m 護岸 (防波) (東) 80m

### (3) 情報化の推進

令和元年度までに島しょ地域において海底光ケーブルの整備を完了し、通信事業者が全島の超高速ブロードバンドサービスの提供を開始した。

また、令和2年度には、島しょ間の海底光ケーブルのループ化を完成させた。

今後も、島しょ地域における通信の更なる安定化を目指すとともに、「つながる東京」の実現に向けた取組を進めていく。

島しょ地域において、最新のデジタル技術を活用することで社会課題の解決を図るとともに、自治体の情報システムの共同化により、将来にわたり安定した住民サービスの提供を目指す。

事業名	事業内容
海底光ファイバーケーブルの整備	島しょ地域において、安定した通信環境の確保を図る。
デジタル技術を活用した島しょ地域の社会課題解決	デジタル技術を活用し、島しょ地域の社会課題を解決する取組を順次展開することで、持続可能な発展モデルを構築する。
島しょ町村における事務事業の共同処理化	島しょ町村における情報システムの共同利用や事務の共同化などにより、業務の効率化を図ることで、将来にわたって持続可能な行政経営基盤の確立及び住民サービスの更なる向上を目指す。

## 4 生活環境の整備

水道、下水処理施設、廃棄物処理施設及び浄化槽の整備については、各町村の整備計画に基づき、技術的・財政的支援を行う。

事業名	事業内容
水道	簡易水道事業等 <事業実施町村> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 檜原村</li> <li>2 大島町</li> <li>3 新島村</li> <li>4 三宅村</li> <li>5 八丈町</li> <li>6 青ヶ島村</li> </ol>
公共下水道	公共下水道事業 <事業実施町村> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 奥多摩町</li> <li>2 檜原村</li> <li>3 新島村</li> </ol>
廃棄物処理施設	焼却施設の更新工事（三宅村） 焼却施設の更新工事（八丈町） 廃棄物再生利用施設の整備（八丈町）
浄化槽	浄化槽設置整備事業 <事業実施町村> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 檜原村</li> <li>2 三宅村</li> </ol>

## 5 高齢者・児童等の福祉の向上及び増進

### (1) 高齢者・障害者福祉

- ① 高齢者ができる限り住み慣れた地域で健康で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムを構築するとともに、高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいの整備を推進する。
- ② 認知症の人と家族を支える地域づくり、地域連携の推進と専門医療の提供、人材育成、普及啓発など、総合的な認知症施策を推進する。
- ③ 介護人材の資質向上や確保を図るため、研修等の取組を支援する。
- ④ 障害者が地域で安心して暮らせる社会が実現できるよう、障害者の地域における生活基盤を整備する。
- ⑤ 地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する高齢者や障害者に対する基盤の整備及びサービスの充実に資する事業を支援する。

### (2) 児童福祉

- ① 多様な保育サービスの提供や子育てに関する相談支援体制の整備などの子育て家庭への支援等により、安心して子供を産み育てられる環境を整備する。
- ② 地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実に資する事業を支援する。
- ③ 平成18年度に創設した「子育て推進交付金」により地域の実情に応じた独自の取組を支援していく。

## 6 保健・医療の確保

### (1) 保健衛生の向上

地域の実情を踏まえて各町村を支援し、各種専門のサービス（環境衛生、食品衛生、獣医衛生等）を引き続き実施していく。

健康増進法に基づく健康診査の「検診班招へい費」補助により、医療機関の少ない島しょ地域の住民に対して、受診機会の拡大を図り、循環器疾患・がんの早期発見、早期治療を図る。

### (2) 医療の確保

現在各町村とも医師が常駐しており、無医地区は存在しないが、引き続き、医療の確保対策として、次の事業を実施する。

事業名	事業内容
医師等の確保対策	<p>1 へき地診療所勤務医師等給与費補助 各町村の財政力に応じ、医師及び歯科医師の給与費の一部を補助する。</p> <p>2 へき地勤務医師等確保事業 へき地診療所等に長期的かつ安定的に医師を派遣した場合、事業協力病院に対し協力謝金の交付、代替医師等の雇上経費の助成を行う。</p> <p>3 医師奨学金制度 将来、医師の確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする都内医学部生に対し地域医療医師奨学金を貸与し、へき地医療等に従事する医師の確保を図る。</p> <p>4 自治医科大学卒業義務年限医の派遣 在学中からへき地での研修を行い、将来の勤務に備えるほか、卒業後は医師確保が困難な町村の公立診療所等に派遣する。</p> <p>5 地域医療支援ドクター事業による派遣 地域医療への貢献に意欲を有する医師を、常勤の都職員として採用し、医師の確保が困難なへき地等の公立医療機関に一定期間派遣する。</p> <p>6 医師が不在の際の短期及び臨時派遣対策 現地医師の研修、休暇等による無医地区化を防止するため、自治医科大学の卒業医や都立病院等の医師を短期及び臨時に派遣する。</p> <p>7 へき地の医療従事者確保支援 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく無料職業紹介事業所の運営により、へき地町村の医療従事者の確保を支援する。</p> <p>8 島しょ地域で働く看護職員の定着促進 島しょ地域への出張研修や一時的に島を離れる際の短期代替職員派遣を実施する。</p>

事業名	事業内容
専門医療及び救急医療の確保対策	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="544 277 1345 434">             1 へき地専門医療確保事業              町村が地域の実情に応じ眼科、耳鼻咽喉科等の特定の診療科の専門医を当該町村外から確保して実施する場合に、医師等の確保の調整と経費の補助を行う。           </li> <li data-bbox="544 461 1345 663">             2 島しょ地域の画像電送システムによる診療支援事業              島しょ医療の基幹病院である都立広尾病院と島しょ地域の医療機関を結ぶ画像電送システムを整備し、専門医が島しょ地域の医師に対し、単純エックス線、CT、内視鏡等の医療用画像を通じた診療支援を実施する。           </li> <li data-bbox="544 689 1345 891">             3 島しょ地域の救急患者搬送体制の整備              島しょ地域の医療機関において対応困難な救急患者を、東京消防庁等のヘリコプターで都立広尾病院を中心とした東京の本土の高度・専門医療施設へ搬送する体制について、引き続き効率的な運用を図る。           </li> </ol>

## 7 教育の振興

学校教育活動においては、へき地・小規模校の教育水準・教育効果の向上を図るため、指導訪問等を行う。

小・中学校施設は、老朽化・機能低下等の著しい校舎について、その解消を含む質的整備の充実を図るため、適切に整備していくよう助言する。

また、教職員住宅の新築及び改築並びに改修等の整備を行い、教職員の生活の安定と良好な居住環境を確保し、教職員が充実した教育活動に打ち込めるよう条件整備を行う。

地域の特性に応じた生涯学習の振興を促進するとともに、図書館等の未整備地域に対し、都立図書館の蔵書の貸出等を行い、図書に接する機会の増大を図る。

事業名	事業内容
へき地・小規模校の教育水準及び教育効果の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導訪問</li> <li>・現地教員研修会の開催</li> <li>・各学校の実態に即した教育方法の開発研究</li> <li>・指導資料の作成 等</li> </ul>
教職員住宅の新築及び改築	教職員住宅の不足戸数の解消と居住環境の改善を図る。
図書資料の充実への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力貸出サービス</li> <li>・都立図書館の除籍済資料の寄贈</li> </ul>

## 8 地域文化の振興

東京都指定文化財（民俗芸能等）保存のための助成措置、優れた芸術の公演等の文化活動を行う。

事業名	事業内容
文化活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保存 東京都指定文化財（民俗芸能等）の保存助成を行い、地域文化の継承を図る。</li> <li>・島しょ芸術文化振興事業 舞台芸術にふれる機会の少ない島しょ地域の住民に、優れた芸術等の鑑賞機会を提供することで、芸術文化の振興を図る。</li> </ul>

## 9 再生可能エネルギーの利用推進

気候変動対策に貢献し、防災力の向上にもつながる再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいく。

事業名	事業内容
住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業	リース、電力販売、屋根借り等による初期費用ゼロでの太陽光発電導入に補助を実施する。
自家消費プラン	太陽光発電設備による電力の自家消費の増大と非常時の防災力向上等を目的として、蓄電池システムの導入に対する補助を実施する。
地産地消型再エネ増強プロジェクト	<p>系統負荷軽減に資するとともに再エネ賦課金の増加を伴わない自家消費型の再エネ発電設備（太陽光発電等）や、熱利用設備（地中熱・太陽熱・バイオマス熱利用等）の導入に対して補助を実施する。</p> <p>また、再エネ発電設備と併せて設置する場合には、蓄電池の導入に対しても補助を実施する。</p>
再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業	都内の電力需要家が行う都外での新規再エネ電源設置に対して整備費を補助し、再エネ電源の創出を図る。
都有施設での再エネ利用を通じた島しょ地域におけるレジリエンス向上事業	島しょ地域の都有施設や町村施設、家庭等の屋根又は敷地に太陽光発電設備を設置し、発電された電力余剰分を都有施設（支庁（出張所）、学校等）で使用するなど、島しょ地域におけるレジリエンス向上に資する再エネの地産地消を促進する。
東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業	町村が実施する、地域の多様な主体との連携や、地域特性・地域資源の活用等、地域の実情に即した取組のうち、東京の広域的環境課題の解決に資するものに対して、必要な財政的支援を実施し、都と町村等が一体となって取り組むことにより、東京全体の環境政策の一層の推進を図る。

## 10 過疎地域に対する行財政上の援助

過疎地域に対する行財政上の援助に係る制度又は措置は、次のとおりである。

事業名	事業内容
市町村総合交付金	「東京都市町村総合交付金交付要綱」の規定に基づき、町村に対する財源補完制度として、行財政を総合的に支援し、町村行財政基盤の安定、強化及び過疎地域の振興の一層の促進を図る。
経営構造対策事業	「東京都経営構造対策事業実施要領」の規定に基づき、農業振興地域において、産地競争力の強化を目的に、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化等、地域における生産対策を総合的に推進するための施設整備等を支援する。 補助対象経費の3/4以内
山村振興等特別対策事業	「東京都山村振興等特別対策事業実施要領」の規定に基づき、振興山村、過疎地域、離島及び特定農山村の振興を図るため、地域の特性を生かした多様な産業の振興、都市との交流促進及び担い手の確保に必要な事業を総合的に実施する。 補助対象経費の3/4以内
山村・離島振興施設整備事業	「東京都山村・離島振興施設整備事業実施要領」の規定に基づき、地域の特性に応じた事業の実施を通じて、山村・島しょ地域の農業の振興を図ることにより、地域資源の活用・保全に資するとともに、就業機会の確保及び農業生産の環境整備を支援する。 補助対象経費の3/4以内
土地改良事業	「東京都土地改良事業補助金交付要綱」の規定に基づき、農業生産性の向上を図るために行う、農道の新設又は改良等をはじめとする土地改良事業に対して助成する。
林道事業補助	「東京都林道事業補助金交付要綱」の規定に基づき、町村が行う林道事業に対して助成する。
水産物供給基盤整備事業	沿岸漁場の整備開発を図るため、魚礁の設置、漁場造成に対して助成する。
水産経営構造改善事業	「東京都沿岸漁業構造改善事業費補助金交付要綱」の規定に基づき、漁業生産基盤施設の整備に対して助成する。
内水面漁業環境活用施設整備事業	「東京都内水面漁業環境活用施設整備事業費補助金交付要綱」の規定に基づき、施設整備に対して助成する。
多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業	「東京都多摩・島しょ地域観光施設整備等補助金交付要綱」の規定に基づき、市町村が観光施設の整備や体験学習の受入れ、情報提供の充実等を進めるに当たり、ソフト・ハード両面から補助を行う。 補助対象経費の1/2以内（予算の範囲内）

事業名	事業内容
三宅村観光施設整備事業	「三宅村観光施設整備事業補助金交付要綱」の規定に基づき、村が観光施設を整備するに当たり、ハード面での補助を行う。 補助対象経費の1/2以内（予算の範囲内）
町村土木補助事業	<p>「東京都土木費補助規程」の規定に基づき、町村が施行する次の事業に対して補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の新築又は改築 補助率 1/2以内</li> <li>・橋梁の新築又は改築 補助率 1/2以内</li> <li>・道路・橋梁の新築又は改築のうち、無電柱化 補助率 3/4以内</li> <li>・道路及び橋梁の補修 補助率 3/10以内</li> <li>・交通安全施設の歩道整備 補助率 1/2以内</li> <li>・自転車道の整備又は駐輪場設置 補助率 1/2以内</li> <li>・さく又は街灯の設置 補助率 1/3以内</li> <li>・準用河川の整備 補助率 1/2以内</li> <li>・海岸保全（港湾臨海地区除く。） 補助率 1/2以内</li> </ul>
町村下水道事業に対する都費補助	「市町村下水道事業都費補助金交付要綱」の規定に基づき、町村が実施する特定環境保全公共下水道事業に要する経費について、補助を行う。
簡易水道事業等補助	「東京都簡易水道事業等助成規則」の規定に基づき、簡易水道等の普及を図り、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進とに寄与するため、国庫補助事業等に対して補助を行うほか、東京都単独の補助を行う。
廃棄物処理施設整備費の補助	廃棄物を適正に処理し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために一般廃棄物処理施設を整備する市町村に対し、補助金を交付する。
浄化槽設置整備費の補助	生活排水対策を推進するため、浄化槽の設置に係る補助事業を実施している市町村に対し、補助金を交付する。 <事業実施町村> 1 檜原村 2 三宅村
消防施設整備費補助	「東京都消防施設整備費補助金交付要綱」の規定に基づき、消防施設及び設備の整備事業に対し補助を行う。 補助対象団体：東京消防庁に常備消防事務を委託している町村以外の町村 補助金額：各消防施設及び設備の基準額の1/3以内
老人福祉施設の整備費補助	特別養護老人ホーム等の整備を図るため、施設を設置する社会福祉法人等に対し、その整備費の一部を補助する。

事業名	事業内容
介護老人保健施設の整備費補助	介護老人保健施設の整備を図るため、施設を設置する医療法人等に対し、整備費の一部を補助する。
認知症高齢者グループホームの整備費補助	認知症高齢者グループホームの整備を図るため、東京都独自の補助を行う。
小規模多機能型居宅介護事業所等の整備費補助	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備を図るため、東京都独自の補助を行う。
福祉保健区市町村包括補助事業	町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する福祉・保健・医療の基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業に補助を行う。
子育て推進交付金	子育て支援の主体である町村が、地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう支援を行う。
検診体制の支援	健康増進法等に基づく健康増進事業の一環として、健康増進法第19条の2の規定に基づく健康診査の対象年齢を引き下げるとともに、検診班招へい費補助を行う。
へき地診療所勤務医師等の給与費補助事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、へき地診療所勤務の医師及び歯科医師を確保するため、財政基盤が弱い町村に対し、医師及び歯科医師の給与費の一部を補助する。補助額は、財政力指数等に基づき、補助ランクを設けて算出する。
へき地専門医療確保事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、町村が専門医療を実施する際に、専門医師等の確保のための調整を行うとともに、当該町村外からの専門医師等の確保に要する経費を補助する。
島しょ医療用画像電送システム運営事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、島しょ医療用画像電送システムを設置する町村に対し、その経費の一部を補助する。
ヘリコプター等添乗医師等確保事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、救急患者を搬送するヘリコプターに添乗する医師、看護師等に対して災害補償費及び添乗手当を支給する島しょの町村に対し、その経費の一部を補助する。
人工透析医療運営事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、島しょ町村が運営する診療所及び病院が行う人工透析医療の運営に要する経費の一部を補助する。

事業名	事業内容
へき地患者輸送車運行費補助事業	「東京都へき地医療運営費等補助金交付要綱」の規定に基づき、へき地町村が行う患者輸送車の運行に要する経費の一部を補助する。
市町村公立病院等医師派遣事業補助	東京都地域医療支援ドクター事業及び東京都へき地勤務医師等確保事業に基づく派遣医師に、医師派遣手当を支給する町村に対して補助する。
へき地産科医療機関運営費補助事業	身近な地域で安心して出産できる環境を整えることを目的として、実際に分娩を取り扱う医療機関を有するへき地町村に対し、産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。
へき地産科医療機関設備整備費補助事業	身近な地域で安心して出産できる環境を整えることを目的として、産科医療機関として必要な医療機器の整備に要する経費を補助する。
へき地診療所医療機器整備費補助事業	へき地診療所を設置する町村に対し、医療機器の整備に要する経費の一部を補助する。
へき地診療所施設整備費補助事業	へき地町村が行うへき地診療所及び医師住宅等に係る施設整備事業に対し、その経費の一部を補助する。
へき地患者輸送車（艇）整備費補助事業	へき地町村が行う患者輸送車（艇）の整備に要する経費の一部を補助する。
国民健康保険直営診療施設等施設整備費補助事業	国民健康保険診療施設を運営する町村に対し、施設及び設備の整備に要する経費の一部を補助する。
島しょ山村地域への定住促進サポート事業費補助	都内条件不利地域の町村が実施する定住促進サポート事業に要する費用の一部を補助する。
空き家利活用等区市町村支援事業	区市町村が空家等対策計画等に位置付けて実施する空き家対策事業で、その地域の特性を踏まえ独自に企画提案して実施する移住・定住事業等に補助する。